

## 修 正 案

議案第61号「福岡市乳幼児医療費助成条例等の一部を改正する条例案」の一部を次のように修正する。

第1条のうち福岡市乳幼児医療費助成条例第2条第5号を同条第7号とし、同条中第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に2号を加える改正規定のうち同条第2号中「9歳」を「12歳」に改める。

第2条のうち福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条中第3項を第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定のうち同条第2項中「9歳」を「12歳」に改める。

附則第1項中「平成22年9月1日」を「公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日」に改める。